

○戸田市生け垣等設置奨励補助金交付要綱

平成12年1月26日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸田市緑化推進条例（昭和49年条例第18号）第12条の規定に基づき、新たに生け垣、緑化フェンス、接道部緑地帯若しくは駐車場緑地帯を設置する者又は既存のフェンスの緑化を図る者に対し、戸田市生け垣等設置奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象となる生け垣、緑化フェンス、接道部緑地帯及び駐車場緑地帯（以下「生け垣等」という。）とは、次に掲げるものをいう。

(1) 生け垣 次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

ア 新たに生け垣に適した樹木を植栽したものであること。

イ 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路並びに私道をいう。以下この項において同じ。）に面した生け垣の長さが1.5メートル以上であること。この場合においては、隣接境界線に沿って設置するものも含むものとする。

ウ 外部から観望できる樹木の高さが80センチメートル以上のものであること。

エ 樹木の本数は、1メートル当たり2本を標準とし、かつ、適正な間隔で支柱等を施し、列植されたものであること。

オ 生け垣の接道面又は隣接境界線に沿った面（以下「前面」という。）に石、コンクリート、ブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地表面から測定して60センチメートル以下であること。

(2) 緑化フェンス 次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

ア 新たにつる性植物が張り付くのに適した構造を持つ金網等のフェンス（以下「フェンス」という。）を設置又は既に設置されているフェンスが、つる性植物（1年草を除く。以下同じ）で緑化されていること。

イ 道路に面したフェンスの長さが1.5メートル以上であること。この場合においては、隣接境界線に沿って設置するものも含むものとする。

ウ 外部から観望できる緑化する部分の高さが60センチメートル以上のものであること。

エ つる性植物の本数は、1メートル当たり3本を標準とし、フェンスの前面を緑化するように植栽されたものであること。

オ フェンスの前面に石、コンクリート、ブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地表面から測定して60センチメートル以下であること。

(3) 接道部緑地帯 次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

ア 樹木の高さが20センチメートル以上の低木による列植又は樹木と地被植物等により混植されたものであること。

イ 道路に面した接道部緑地帯の長さが1.5メートル以上であること。

ウ 低木の株数は、1メートル当たり2株を標準として植栽されたものであること。

エ 接道部緑地帯の接道面に石、コンクリート、ブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地表面から測定して60センチメートル以下であること。

(4) 駐車場緑地帯 次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

ア 駐車場の緑化面積が3平方メートル以上であること。

イ 緑化部分が公道面から目視することができる位置にあること。

ウ 車止めの後ろ、駐車スペースの間等の分離帯その他の植物が長期にわたり生育することが可能な場所を緑化すること。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、前条の生け垣等を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象から除くものとする。

(1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体であるとき。

(2) 建築物、緑化工法、資材等の販売を目的に設置するとき。

(3) 戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年条例第22号）の適用を受けて設置するとき。

(4) 本市における他の補助制度又は国、地方公共団体その他これらに準ずる

団体における同様の補助を受けているとき。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 生け垣等(駐車場緑地帯を除く。以下この条において同じ。)の長さ(0.1メートル未満の端数が生じる場合は、当該端数を四捨五入する。)に1万円を乗じて得た額(20万円を限度とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、当該額が実費額を超える場合は、実費額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を補助金の額とする。
- (2) 駐車場緑地帯の面積(0.1平方メートル未満の端数が生じる場合は、当該端数を四捨五入する。)に1万円を乗じて得た額(20万円を限度とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、当該額が実費額を超える場合は、実費額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣等を設置する前に戸田市生け垣等設置奨励補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 前条の申請書が提出されたときは、補助の可否及び補助金の交付額を決定し、戸田市生け垣等設置奨励補助金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により前条の申請者に通知するものとする。

（完了届）

第7条 前条により補助金の交付を受けることとなった者(以下「補助事業者」という。)は、生け垣等の設置を完了したときは、速やかに戸田市生け垣等設置完了届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の届出書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、補助金の額を確定し、戸田市生け垣等設置奨励補助金確定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金額を確定した後に補助金を交付する

ものとする。ただし、補助金の交付は、同一敷地内について1回限りとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、戸田市生け垣等設置奨励補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の補助金との調整）

- 第10条 この要綱における補助対象費用については、市が別に行う同種の緑化補助制度とこの要綱に基づく補助金とを重複して受けることはできない。

（保存の義務）

- 第11条 補助金の交付を受けた者は、生け垣等の設置を完了した日から5年以上当該生け垣等の保存に努めなければならない。

（補助金の返還）

- 第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反又は規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の方法によって補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に戸田市宅地開発等指導要綱（平成6年告示第76号）の適用を受け、開発緑地を設置する事業者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にされた交付申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市生け垣等設置奨励補助金交付要綱第1号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和8年3月31日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式(第5条関係)

戸田市生け垣等設置奨励補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

申請者

住 所(所在地)

氏 名(代表者)

電 話

戸田市生け垣等設置奨励補助金を次のとおり申請します。

種 別	・ 生 け 垣 ・ 緑 化 フ ェ ン ス ・ 接 道 部 緑 地 帯 ・ 駐 車 場 緑 地 帯
設 置 場 所	戸 田 市
生 け 垣 等 の 概 要	長 さ m
	高 さ m
	面 積 m ²
	植 栽 本 数 本 (株)
	樹 種 (主 な も の)
	費 用 円
施 工 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
設 置 方 法	・ 新 規 ・ 改 造
施 工 者	・ 本 人 ・ 業 者
添 付 書 類	1 工 事 費 見 積 書 2 現 地 案 内 図 3 平 面 図 (植 栽 計 画 図) 4 そ の 他 必 要 書 類 (商 品 カ タ ロ グ 等)

第 年 月 日 号

戸田市生け垣等設置奨励補助金(交付・不交付)決定通知書

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった補助については、次のとおり決定しましたので通知します。

補 助 の 可 否	1 補助する
	2 補助しない(理由)
交 付 決 定 額	(予定額) 円

交 付 条 件

設 置 場 所	戸田市
生け垣等の規模 及 び 種 別	長 さ m 高 さ m 面 積 m ² 樹 種 植栽本数 本(株) ・生け垣 ・緑化フェンス ・接道部緑地帯 ・駐車場緑地帯
実 施 年 度	年度

(注)

- 1 奨励補助金申請書の記載事項に変更があるときは、事前に連絡してください。
- 2 生け垣等の設置が完了したときは、速やかに生け垣等設置完了届出書(着工前及び完了後の写真並びに領収証等の写しを添付)を提出してください。

第 3 号様式(第 7 条関係)

戸田市生け垣等設置完了届出書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

補助事業者

住 所(所在地)

氏 名(代表者)

電 話

生け垣等の設置が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

種 別	・ 生 け 垣 ・ 緑 化 フ ェ ン ス ・ 接 道 部 緑 地 帯 ・ 駐 車 場 緑 地 帯
設 置 場 所	戸 田 市
添 付 書 類	1 着 工 前 及 び 完 了 後 の 写 真 2 領 収 証 又 は 工 事 費 請 求 書 の 写 し

第4号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

戸田市生け垣等設置奨励補助金確定通知書

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで完了届のあった補助金については、次のとおり
確定しましたので通知します。

交 付 確 定 額	円
-----------	---

第 5 号様式(第 9 条関係)

戸田市生け垣等設置奨励補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

補助事業者

住 所 (所在地)

氏 名 (代表者)

電 話

戸田市生け垣等設置奨励補助金を次のとおり請求します。

請 求 額	円
-------	---

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 5 号様式（第 9 条関係）